

施工体制チェックポイント

令和7年4月1日から適用

工 事 名 :

受注者名 :

「○」は問題なし
「△」は軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義
「×」は重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義
「－」は確認対象外項目または未確認項目

決 裁 区 分					
確 認 日		/	/	/	/

1. 監理技術者等の専任等の確認(請負代金額500万円以上の工事において確認する)

※当初の実施時期は、本要領第4条を参照

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[1]直接的雇用	現場代理人等通知書提出時	当初※・変更時	主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(以下、監理技術者等)の雇用の状況、従事中工事の有無、資格者証の保持、監理技術者講習修了証の有効期限を、発注者支援データベース・システム(JCIS)又は添付書類にて確認する。 JCIS未配置課所は建設管理課に「現場代理人等通知書」を送付し確認を依頼する。 JV工事においては、構成員の技術者についても確認する。 請負代金額4,500万円以上の工事は、主任技術者は原則、専任を要する。 下請負契約の額の合計5,000万円以上の工事は、主任技術者に代えて監理技術者を設置する。 監理技術者は原則、専任とするが監理技術者補佐を設置する場合は兼務可とする。 兼務できる工事は2つまでとし、監理技術者補佐は専任を要する。					
[2]従事中工事								
[3]技術者要件								
[4]恒常的雇用(3ヶ月) 専任を要しない主任技術者を除く技術者について確認								
[5]営業所の専任技術者 営業所の専任技術者と重複がないか確認								
[6]技術者講習【監理技術者の場合に確認】								
CORINS登録の確認	受注・変更・完成・訂正時	当初・変更時	登録前の事前内容確認。登録後の登録内容確認書の写しの収受					

2. 施工体制台帳の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[1]施工体制台帳(元請、一次の下請負人)、再下請負通知書(二次以下の下請負人)が提出され、必要事項が記載されているか確認	施工体制台帳提出時	当初・変更時	建設業法施行規則第14条の2第1項、第14条の4第1項許可を受けて営む建設業の種類を確認する。 健康保険、厚生年金、雇用保険それぞれについて確認する。適用除外となっている企業の場合は、証明する資料を確認する。 一次の下請負契約の額の合計が5,000万円以上の場合は、監理技術者を配置しているか確認する。 下請負工事においても、当該下請負工事の下請負契約の額が4,500万円以上であれば主任技術者に専任の義務が生じる。 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の記載を確認					
[2] 施工体制台帳、再下請負通知書の添付書類は揃っているか確認、また添付書類に基づき一次の下請負人の主任技術者の専任等の確認			建設業法施行規則第14条の2第2項、第14条の4第3項による。 (施工体制台帳添付資料) ①作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し ②下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し ③監理(主任)技術者資格を有することを証する書面の写し(監理技術者は監理技術者資格者証の写しに限る) ④監理技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)(恒常的な雇用関係は、専任の技術者について確認する) ⑤専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証する書面の写し (再下請負通知書の添付書類) ①再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し					
① 下請負契約書(二次以下の下請負人も同様)に必要事項が記載されているか			建設業法第19条第1項による。					
(1) 工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めがある場合はその内容								
(2) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			支払いはできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払い。					

2. 施工体制台帳の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
(3) 設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	施工体制台帳提出時	当初・変更時						
(4) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め								
(5) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更								
(6) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め								
(7) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め								
(8) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡し の申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。					
(9) 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請けが支払いを受けてから下請負人に支払うまで1 月以内。 特定建設業者は、引き渡しの申出があってから、代金 の支払まで50日以内。					
(10) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容								
(11) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金								
(12) 契約に関する紛争の解決方法								

2. 施工体制台帳の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[3] 施工範囲等の確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないかの確認等）			契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比較し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。					
[4] JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認			出資比率、責任範囲等の確認。					
[5] 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては、1,500万円以上）の下請けをさせていないかの確認			契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。					

3. 工事現場における標識等の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[1] 施工体制台帳が工事現場に備え置かれているか確認	工事施工中	工事着工時 ・ 変更時	建設業法第24条の8による。 提出された施工体制台帳と内容に相違がないかについても確認。					
[2] 施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているか確認			建設業法第24条の8による。 入札契約適正化法第15条第1項による。 公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所などを示す。					
[3] 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか確認		工事着手時	建設業法施行規則第14条の3による。 掲示文の例は以下参照。					
[4] 元請業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		工事着工時 ・ 変更時	建設業法第40条による。 公衆の見やすい場所に必要事項（①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号、業種、③商号又は名称、④代表者氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名）が記載された標識が掲げられているか確認。 ※）施工体系図に下請負人に関する事項として、建設業許可に関する事項が記載してあるか確認する。					
[5] 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しているか確認		工事着手時	建退共の加入状況を確認。疑義が生じた場合は、現場従事者に対して共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が備えている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第90条）を提出させる。					
[6] 労災保険に関する標識を掲示しているか確認			労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示状況若しくは備え付け状況の確認（労働者災害補償保険法施行規則第49条）。					

再下請負通知を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

・作成建設業者の商号 ○○建設（株）

・再下請負通知書の提出場所 工事現場内、△△営業所

4. 工事現場における施工状況の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[1] 監理技術者等の現場専任の確認	工事施工中	(1回／月) 程度	施工体制台帳に記載された監理技術者等と現場の人物が同一であるか確認。 監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認。 監理技術者に対しては監理技術者資格者証の確認。 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。					
[2] 元請負人の施工内容の確認			施工体制台帳等の記載内容と元請負人の施工内容に相違がないか確認。					
[3] 元請負人(監理技術者等)の実質的関与状況の確認			当該工事における施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理及び当該工事の施工従事者の技術上の指導監督を誠実に行っているか確認。 下記の場合は実質的関与状況を特に確認する。 ・工事の主たる部分を下請けにだしている。 ・上請け、横請けを行っている。 ・工区割された同時期の隣接工事において同一会社が一次下請負人に存在している。 ※実質的関与が認められない場合、一括下請負の疑義あり。					
[4] 専任が義務付けられている下請負人の主任技術者の現場専任の確認			施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であるかも確認。 主任技術者の直接的な雇用関係の確認 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。					
[5] 全ての下請負人の施工内容の確認			下請負人の施工状況・内容及び下請負契約書に相違がないか確認。 施工体制台帳、施工体系図に記載のない下請業者が作業をしていないか確認。 無許可業者がいる場合、500万円以上(建築一式工事にあつては、1,500万円以上)の契約をしていないか確認。					
[6] 下請負人が工事の一部を再下請負に出している場合、下請負人の実質的関与状況を確認			元請負人の実質的関与状況の確認に準じる。					